

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日替り、  
翌日の  
翌日)

## 目 次

◇告 示 保安林の指定の解除

森林所有者が知れず、又はその所在が不明なもの

解除予定の保安林

保安林予定森林にする旨の通知

◇正 誤 昭和四十四年三月鳥取県告示第百七十一号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年四月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字大寺屋北方二八二九の一七

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

### 鳥取県告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十四年四月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字宝木字西浜一五六一の一〇〇

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

### 鳥取県告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第一項の規定に基づき保安林の指定の通知を受けた次に掲げる場所に所在する保安林については、その森林所有者が知れず、又はその所在が不明であり、同法同条第三項の規定による当該通知の内容を通知することができないので同法第百八十九条の規定によりその内容を関係町役場に掲示したから、同法同条の規定により告示する。

昭和四十四年四月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の所在場所	分明である最後の森林所有者
郡	住 所
町	氏 名
大字	
字	
地 番	
八頭	若核
根安	宮田口
宮田口	五二五の三
西伯	岸本
番原	大畑
大畑	四四七
吉原	畑口
畑口	一〇〇〇
日野	江府
江府	吉原
吉原	畑口
畑口	一〇〇〇
砂口吉郎	東京都杉並区大宮 前六丁目四一五
伊田作次郎	西伯郡岸本町押口
中本秀雄	八頭郡若核町根安

鳥取県告示第二百二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年四月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字岡益字繁谷北六八八、六九〇、六九〇の三、字

細尾山六九五の一

(二) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三朝字下平二〇五の一、字湯谷口二八四

(一) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(二) 解除の理由

指定理由の消滅

三 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡名和町大字倉谷字防垣一一一〇の一

(二) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

四 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡名和町大字御来屋字東河原六四、字茶屋の許七六四

(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

五 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市西福原砂浜一六九一の一

(二) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

六 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市西福原字堀川尻成一六〇三の六、上福原字北浜温泉一八二

八の一、一八二八の三

(一) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(二) 解除の理由

指定理由の消滅

七 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市愛宕町四九の一から四九の三まで、祇園町一丁目八四、久

米町九六の一から九六の三まで、九九

(二) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

八 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字上松中三二五一の一、字下灘屋敷東三二九一の一

、三二九一の三、三二九一の四、三二九三の一、三二九三の三

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

九 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

境港市小篠津町字御崎灘二三八

(二) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

### 鳥取県告示第二百三十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年四月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字美用字奥山一、字小屋ノ谷一五一、字小黒目二二四（次の図に示す部分に限る。）、大字下蚊屋字大塔口一の一、

二の一、字箸建五の一、大字助沢字向山四二の一、四二の二、四四

の一、四四の五、字小林四四七、四四八、字向ヒナ平四五八から四

六一まで、四六六、四六七の一、四六七の三、四六七の四、字小屋

谷四七八の一、字奥山四七九の三、四八一の三、字ヌク湯大塔四八

二、字川平四八三の一から四八三の一九まで、四九三の一から四九

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字下蚊屋字三平四八六の五、四八九

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字助沢字細谷八の一、九、一〇、字細谷上ミ一一

の一、一一の二、一二の一、一二の二、一三、大字俣野字林ヶ谷奥

二五八一、二五八二、字吉ヶ谷カゲ二五八七、二五八八、字吉ヶ谷

日向二五九〇から二五九三まで、字穴ヶ峠平二五九七、二五九八、

二五九九の一、二六〇〇から二六〇二まで、字荒神ノ峯二七〇二、

二七〇三の一、二七〇三の二、字後口ノ谷二七一、字三平山深山

口平二七一五の一、字牧塔二七一六、字地極谷二七一七、二七一八、

二七一九の一、字三平山ウレ右平二七二三の一、字熊野山三二九〇

の一

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のおりとする。

四 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字瀧ヶ谷山二〇一七の一、二〇一七の二、

二〇一七の四、二〇一七の七、二〇一八、二〇一九

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のおりとする。

五 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字ムクロ谷七一、七二の一、七二の二、字ムクロ一五〇、字空山一五一から一五四まで、字下見谷一五五から一五九まで、字足谷下平二七二、二七三、字足谷上ミ平六三四から六四二まで、字足谷奥六四三の一、字寺谷平奥六四四から六五一まで、字寺谷平ラ六五二、字林口八二八の一、字一ノ谷平九二八、九二九の一、九二九の二、九三〇、字岩谷下モ平九三一、字カンド平一〇六二

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

六 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字武庫字豆ヶ原一七九三の一、字猶原頭一七九四、一七九五の一、字鉄穴林一七九六、字三谷上ミ平ラ一八三四、一八三五

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林部林務課及び江村町役場に備え置いて縦覧に供する。)

正 誤

昭和四十四年三月鳥取県告示第七十一号(解除予定の保安林にする旨の通知について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
二	上	五	昭和四十三年	昭和四十四年